



# その盛土、手続きしていますか？

— 令和7年7月18日から、新潟県全域で規制開始 —

## 規制対象となる工事

### ■土地の形質の変更(盛土・切土)

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### ■一時的な土石の堆積

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの
イメージ図		

静岡県熱海市の土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「**盛土規制法**」が施行されました。

新潟県では、**7月18日から**本法の運用を開始します。

### ！手続き(裏面の手続きフロー参照)

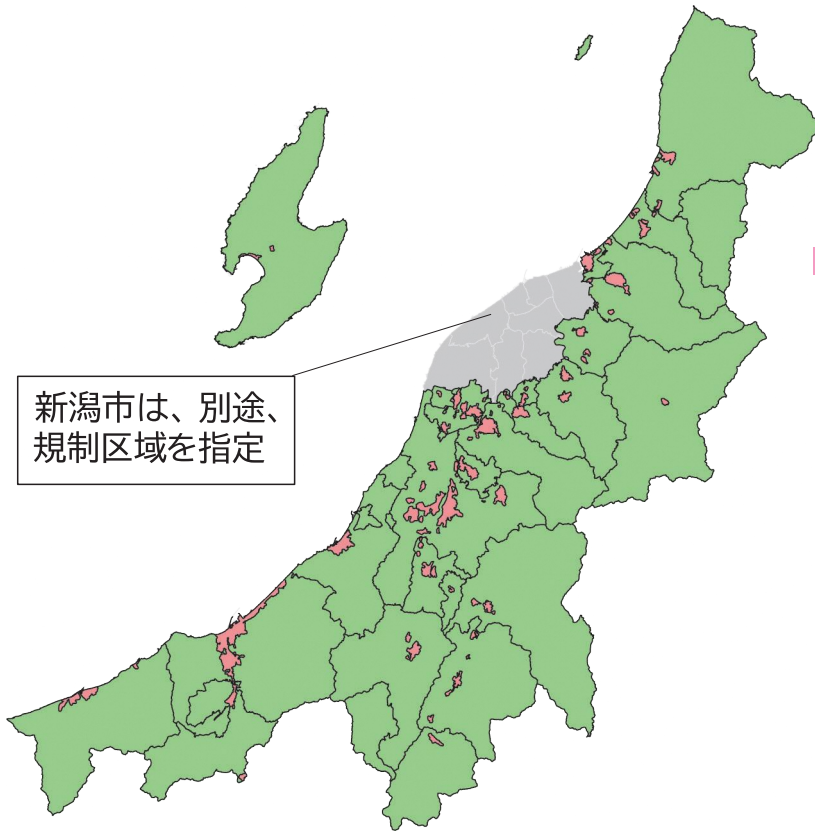
- ① **7月17日まで**に上記工事に着手し、7月18日時点で工事を継続している場合は、**8月8日まで**に区域指定日をまたぐ工事の**届出が必要**です。
- ② **7月18日以降**に上記工事に着手する場合は、**許可申請等が必要**です。

### ！罰則

- 手続きや盛土の管理を怠った場合には、工事施工者や土地所有者等に対し、盛土規制法の罰則が適用されます。  
(最大で**拘禁刑3年**又は**罰金1,000万円**、法人に対しては**最大3億円**)

# ！ 規制区域

- 新潟県全域が盛土規制法の規制区域となります。
- 規制区域の種類により、規制対象となる工事の規模や手続きが異なります。



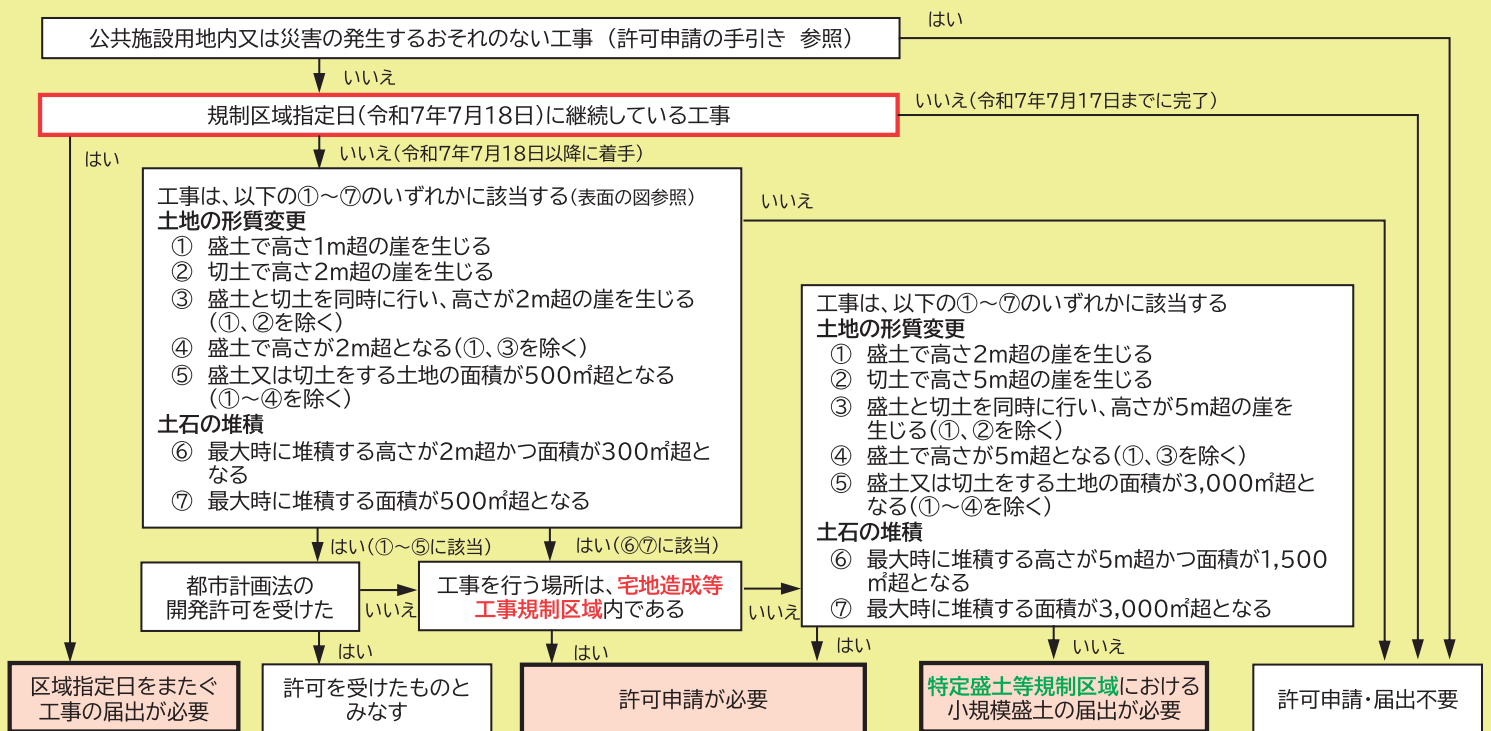
## 宅地造成等工事規制区域

市街地など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア  
(より厳しい規制がかかるエリア)

## 特定盛土等規制区域

市街地等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

# ！ 手続きフロー



※上記のほかにも手続きがありますので、不明点がありましたら新潟県ホームページをご確認ください。

■ 問合せ先 (新潟市内の盛土等は、新潟市都市計画課へ 電話 ☎025-226-2825 )



新潟県土木部 都市局 都市政策課 電話 ☎025-280-5932

手続き・規制区域の詳細はコチラ  
(新潟県ホームページ)

